

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 要綱

大

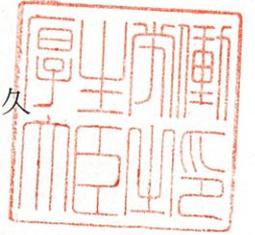
厚生労働省発職 0125 第 1 号

平成 28 年 1 月 25 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 キャリアアップ助成金制度の改正

(一) 通常の労働者等への転換

イ その雇用する有期契約労働者の通常の労働者への転換を実施した事業主に対し、四十五万円（中小企業事業主の場合は六十万円）を支給するものとする。

ロ その雇用する有期契約労働者の無期契約労働者への転換を実施した事業主に対し、二十二万五千元（中小企業事業主の場合は三十万円）を支給するものとする。

ハ その雇用する無期契約労働者の通常の労働者への転換を実施した事業主に対し、二十二万五千元（中小企業事業主の場合は三十万円）を支給するものとする。

(二) 勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換等

イ その雇用する有期契約労働者の勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換を実施した事業主に対し、三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主の場合は四

十万円)を支給するものとする。

ロ その雇用する無期契約労働者の勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換を実施した事業主に対し、七万五千元(常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主の場合は十万円)を支給するものとする。

ハ その雇用する勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員の通常の労働者への転換を実施した事業主に対し、十五万円(常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主の場合は二十万円)を支給するものとする。

ニ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等の勤務地限定正社員若しくは職務限定正社員への転換又はその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の勤務地限定正社員若しくは職務限定正社員としての雇入れを実施するための制度を整備することによって転換又は雇入れを実施した事業主に対する助成を加算措置とするとともに、当該加算額をこれらの転換又は雇入れが実施された一事業所当たり七万五千元(常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主の場合は十万円)とするものとする。

ホ イからハまでに定める転換により転換した者が母子家庭の母等若しくは父子家庭の父に該当する場合又は青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「青少年雇用促進法」という。）第十二条の認定を受けた事業主がイからハまでに定める転換により転換した者が三十五歳未満の者に該当する場合の加算額を五万円とするものとする。

(三) 人材育成

有期実習型訓練を受けさせる事業主が、当該訓練を修了した労働者について、通常の労働者、無期契約労働者若しくは勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員への転換を実施した場合又は有期実習型訓練を受けさせる事業主が、当該訓練を修了した派遣労働者について、通常の労働者、無期契約労働者若しくは勤務地限定正社員、職務限定正社員若しくは短時間正社員としての雇入れを実施した場合における当該訓練の運営に要した経費等に対する助成額の上限については、次に掲げる実施時間数の区分に応じ、次のとおりとするものとする。

- (i) 百時間未満 十万円（中小企業事業主の場合は十五万円）
- (ii) 百時間以上二百時間未満 二十万円（中小企業事業主の場合は三十万円）

(iii) 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主の場合は五十万円）

二 人材確保等支援助成金制度の改正

三年以内既卒者等採用定着奨励金を創設し、平成三十一年四月三十日以前の日における雇入れ（当該雇入れに係る求人への申込み又は労働者の募集が同年三月三十一日までに終わっている場合に限る。）について、(一)又は(二)のいずれかに該当する事業主に対し、(三)に定める額を支給するものとする。

(一) 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 学校卒業見込者等であることを条件とした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者への求人の申込み又は学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集を行った事業主であること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、学校等（幼稚園及び小学校を除く。）を卒業し、若しくは退学した者（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下「高等学校」という。）を退学した者を除く。）又は職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号（第四号を除く。）に掲げる施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了し、若しくは当該施設を退校した者（以下「第一号対象者」という。）が応募できる求人の申込み

み又は労働者の募集を新たに行った場合（第一号対象者が卒業若しくは退学又は修了若しくは退校の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できる場合に限る。）に限る。）。

ロ イの求人申し込み又は労働者の募集に応募した第一号対象者であつて、イの卒業若しくは退学又は修了若しくは退校後において、同一の事業主の適用事業に引き続いて十二箇月間以上通常の労働者として雇用されたことがないものを通常の労働者として雇い入れた事業主であること。

(二) 次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 高等学校卒業見込者等であることを条件とした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者への求人申し込み又は高等学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集を行った事業主であること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、高等学校を退学した者（以下「第二号対象者」という。）が応募できる求人の申し込み又は労働者の募集を新たに行った場合（第二号対象者が退学の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できる場合に限る。）に限る。）。

ロ イの求人申し込み又は労働者の募集に応募した第二号対象者であつて、イの退学後において、同

一の事業主の適用事業に引き続いて十二箇月間以上通常の労働者として雇用されたことがないものを通常の労働者として雇い入れた事業主であること。

(三) 次のイからニまでに定める額（青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主の場合は、次のイからニまでに定める雇入れの日から起算して十二箇月が経過したときの支給額に、それぞれ十万円加算）

イ 最初の(一)口の雇入れを行った場合、当該雇入れの日から起算して十二箇月が経過したときは三十万円（中小企業事業主の場合は五十万円）、二十四箇月及び三十六箇月が経過したときは、中小企業事業主に限り、それぞれ十万円

ロ 二回目の(一)口の雇入れを行った場合、中小企業事業主に限り、当該雇入れの日から起算して十二箇月が経過したときは十五万円、二十四箇月及び三十六箇月が経過したときはそれぞれ十万円

ハ 最初の(二)口の雇入れを行った場合、当該雇入れの日から起算して十二箇月が経過したときは四十万円（中小企業事業主の場合は六十万円）、二十四箇月及び三十六箇月が経過したときは、中小企業事業主に限り、それぞれ十万円

二 二回目の(二)の雇入れを行った場合、中小企業事業主に限り、当該雇入れの日から起算して十二箇月が経過したときは二十五万円、二十四箇月及び三十六箇月が経過したときはそれぞれ十万円

第二 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。